

令和6年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日（金） 16時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第4号 合意解約等について
- 第3 報告第5号 要望書の回答について
- 第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について
- 第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可について
- 第6 議案第23号 非農地証明について
- 第7 議案第24号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第8 議案第25号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

みなさん、こんにちは。

本日は、T推進委員から欠席の連絡を受けています。

開会の前に、4月1日付けで人事異動があり、事務局の構成が変わりましたので紹介します。

まず、事務局長代理兼農地振興係長の吉内に代わり、高齢者支援課から日高裕隆が配属になっています。また、農業者年金と庶務を担当していた廣瀬に代わり、新規採用で河内優希が配属になっています。新体制でがんばっていきますので、今後ともよろしくお祈いします。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和6年4月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

みなさん、こんにちは。

令和6年4月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

新年度を迎え、事務局において、4月の人事異動で、事務局長代理兼農地振興係長に高齢者支援課から日高裕隆さんが、また、新規採用で河内優希さんが配属されています。

新しい事務局体制のもと、皆さんの支援をいただきながら、農業委員会一丸となって、「農地利用の最適化」に邁進し、多様な担い手の活躍できる体制づくりや地域農業の存続、発展に努めてまいりたいと考えていますので、引き続き皆様の御協力をよろしくお祈いします。

また、天候についてですが、暖かくなったり寒くなったりで、皆さん体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

簡単ですが開会の挨拶とします。

○議長

それでは、本日の会議を開会します。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。12番日笠山委員、13番古田委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第4号「合意解約等について」です。事務局、報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第4号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページになります。

今月の合意解約は、1番から5番の5件で、台帳現況地目、畑11筆、面積

27, 411 平米の合意解約がありました。

以上で報告を終わります。

○議長

続きまして日程第3、報告第5号「要望書の回答について」です。事務局、報告をお願いします。

○事務局

日程第3、報告第5号「要望書の回答について」を報告します。資料は2ページと3ページです。

令和6年1月26日に農業委員会から西之表市に対して、2ページの左側にある要望書を提出しました。それに対して右側にある回答がありました。3ページは、2ページの回答を大きくしたものです。内容を読んで報告とします。

標記要望について、下記のとおり回答します。

国際情勢の変化等に伴う影響により、農業資材の価格が高騰し、農業経営が大変厳しい状況にあります。

貴委員会があえて農業経営に関する要望書の提出に至ったのは、農業経営の逼迫から農業存続が危ぶまれる等、農地等の利用にも影響する農業・農村の重要な問題として、認識してのことと思います。

本市としましては、令和5年12月補正にて、緊急的に農業者を支援する予算を措置させていただいたところですが、今後も廃業農家の抑制及び担い手の確保のため、関係機関と連携を図りながら、引き続き総合的な対策に取り組むとともに、緊急的な支援につきましても、状況を注視しつつ判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

皆さんの要望に対しまして、市からの回答がありました。

これにつきまして皆さん、何か御意見がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようです。また、危機的、緊急的なことがあった場合は農業委員会から要望していきたいと思います。

続きまして日程第4、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。

今月は賃借権設定、1件の申請がありました。

1番です。安納校区大平地区です。

台帳地目畑の2筆で現況面積3,304平米を賃借により10年間借り受けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いします。3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号の1番につきまして、報告をします。

昨日4月25日3時より推進委員、借り人立会いのもと、現地調査を行いました。

貸し人につきましては、県外在住ということで、電話連絡にて確認をとっています。

この農地につきましては、以前、あっせんの申請が出ていた農地です。

借り人につきましては、経済連の関連会社に勤めていましたが、親戚が安納地区におり、どうしても安納地区で安納芋を作りたいということで今回の申請になっています。

申請地の場所は安納小学校近くの農地になります。

双方とも申請どおり間違いないということを確認したところですので。以上です。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は5ページとなります。

1番です。榕城校区上之原町地区です。

台帳現況地目、畑の1筆で、面積300平米を駐車場に転用するものです。

申請理由は、申請土地の道向かいの宅地に介護事業所を建設する予定であるが、そこでの来客用職員用駐車場の確保ができないため、申請地に駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は、田、畑、雑種地、道路、水路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われま

資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。2番です。現和校区近政地区です。

台帳地目田、現況地目畑の1筆で、面積499平米を一般住宅に転用するものです。

申請理由は、現在借家生活のため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は、田、畑、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、融資証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。3番です。住吉校区上能野地区です。

台帳現況地目、田の3筆、面積1,607平米をドームテント・コンテナハウス・駐車場に転用するものです。

申請理由は、申請地にグランピング施設を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は山林、道路、水路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、自己資金で対応するとのことで、残高証明により確認がとれています。

4番です。上西校区、横山地区です。

台帳現況地目、畑の1筆で、面積1,832平米をコンテナハウス・駐車場に転用するものです。

申請理由は、申請地にコンテナハウス・駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に判断該当すると判断されます。

周辺は畑、原野、宅地、河川敷、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、融資証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。続いて、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長のご報告をお願いします。

○7番委員

7番です。

4月10日に私と6番委員、事務局2名で、現地調査を行いました。

1番につきましては、榕城校区の上之原地区でS会社の現和よりにある道路沿いの場所に訪問介護の事務所を建設して、そこで働く人たちの駐車場を整備したいということであり、これから先、西之表市も高齢化率がさらに増えていくと思うので、そういう施設を作ってもらおうことが、この先必要であると思うので、許可相当と思います。

2番につきましては、現和校区の近政地区です。

申請人は農協職員で十分自己資金もあり、今、借家に住んでいるという状況で、自己住宅を建てたいということです。許可相当と思います。

3番です。住吉校区の上能野地区です。

グランピング施設を整備したいということであり、住吉校区としましても、地域の活性化のために観光客やキャンプを楽しむ人たちに有効に生かされるものと思われ、許可相当と思います。

4番です。上西校区の横山地区です。

コンテナハウスを整備したいということです。今、西之表市にはあらゆる地域にコンテナハウスを建てている状況です。ここに関しましても、場所を提供して有効的に使えると思うので、許可相当と思います。以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員の補足がありましたらお願いします。番号1番は私の担当なので報告をします。

○4番委員

申請地の道向かい側に訪問介護事務所を作る予定ですが、そこに来る職員とか、その他来客者の駐車場が無いということで、申請地を駐車場にしたいということです。これからさらに高齢化が進む中、必要であると思います。あとは、調査委員長が言われたとおり、間違いありません。

○議長

続いて番号2を2番委員、お願いします。

○2番委員

2番です。ただいま調査委員長の報告どおりです。

申請地の前には小川が流れていて、家を作るところを上げて雨水等はそこに流すということです。本人は現在、市営住宅に住んでいるんですけども、出なければいけない理由もあり、家を建てる場所を探していたということです。

許可相当だと考えます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長

続いて番号3を6番委員、お願いします。

○6番委員

6番です。先ほど調査委員長が報告したとおり、問題もないと思います。観光客とかそういう人たちのためにも市にも必要だと思います。許可相当だと思います。

○議長

続いて整理番号4を12番委員、お願いします。

○12番委員

12番です。委員長の報告どおり、許可相当と考えます。写真のとおりこの土地の隣に竹林がありまして、そこも一緒に整備をしてコンテナハウス等を建てるということですので。

○議長

ただいま担当委員から補足の説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして日程第6、議案第23号「非農地証明について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第23号「非農地証明について」を説明します。資料は6ページから7ページです。

1番です。榕城校区松島地区です。台帳地目畑ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在は宅地となっています。交付基準2に基づく申請です。

2番です。下西校区上石寺地区です。台帳地目は畑ですが、昭和24年頃から耕作せず、現在は宅地となっています。交付基準2に基づく申請です。

3番です。安城校区川脇地区です。台帳地目は畑ですが、平成30年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

4番です。枝番が1、2とありますが、あわせて説明します。安城校区川脇地区です。台帳地目は4の1が2筆とも田で、4の2が畑ですが、いずれも平成30年頃から耕作せず、現在は4の1が山林、原野、4の2は原野となっています。4の1は交付基準1(イ)、4の2は交付基準1(エ)に基づく申請です。

5番です。古田校区村之町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明報告がありました。この件につきましても、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。4月10日に合同調査を行いました。

1番です。榕城校区の松島地区です。事務局の説明のとおり、台帳は畑です。現況が宅地になっていて、畑に回復することはできず、非農地として認めていいと思

います。

2番です。下西校区の上石寺地区です。担当委員、推進委員、立会い人の行政書士Mさん立会いのもと、現地を確認しました。台帳は畑ですが、現況は住宅が建っています。ここももう何十年も宅地になっている状況でありますので、交付基準2に基づき非農地として認めていいと思います。

3番です。安城校区の川脇地区です。合同調査当日に申請人の代理の立会い人が、用事があって来れないということで、前日に立会い人と事務局が現場を確認したということで、当日は、私たち合同調査委員と、担当推進委員で現場を確認しました。

現場は、カヤ、ススキ、木が生えて、入れるような状況ではありませんでした。耕作していた人が亡くなっていて、誰もこの種子島に残っておらず、親戚に耕作してもらうにも、高齢で農作業が無理ということもありまして、非農地として認めていいと思います。

4番の1、4番の2も安城校区の川脇地区です。3番と同じ人の農地ですが、その場所に行くにしても、雨が降ったら四輪駆動でないと行けないような状況の場所です。田を作っても、鹿の被害がひどく、耕作できるような状況ではありません。ヨシタケやニガタケなどいろんなものが伸びていて、田としても耕作できる状況ではないので、非農地として認めていいと思います。

5番です。古田校区の村之町の場所ですが、現台帳は畑になっていますが、現況を見たときにはもう木が大きくなっていて、畑に戻せるような状況ではないので、非農地として認めていいと思います。

以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきましても担当委員の補足がありましたらお願いします。

整理番号1につきましては私が担当ですので、報告をさせていただきます。

○4番委員

写真を見てもらったら分かるように、この家が建ってからもう20年ぐらい経っているということです。今から、畑には戻せないなので、許可相当と思います。審議方よろしくをお願いします。

○議長

整理番号2を11番委員お願いします。

○11番委員

11番です。写真のとおり、家が建っているのが昭和の時からのなので、50年以上前の家なので、許可相当と思います。以上です。

○議長

続いて整理番号3から5です。担当が7番委員ですけれども、調査委員長ですので報告は省略したいと思います。

整理番号6番を8番委員お願いします。

○8番委員

8番です。昭和60年頃から耕作せずとなってますが、それ以前も園畑程度であ

ったと記憶をしています。調査委員長の報告どおり非農地として認めていいと思います。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第23号「非農地証明について」の採決を行います。
原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。
全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。
続きまして日程第7、議案第24号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第24号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず初めに、所有権移転についてです。資料は8ページです。

1段目です。地目畑面積12,439平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については、9ページを、詳細については、10ページから14ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。整理番号1について3番委員、報告をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号1につきまして報告をします。本日、朝8時より、推進委員、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人とは電話連絡で確認をしています。

農地の場所は、3筆が大平地区、2筆が軍場地区にある畑かん完了済みの農地です。

譲受人は、園芸とキビを中心とした大規模な農地所有適格法人です。

この農地には、キビと園芸作物を中心に作付けをしていくということです。

双方確認した結果、問題はないと思います。以上です。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、何か皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第24号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

○議長

続きまして日程第8、議案第25号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第25号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

農地中間管理事業の利用権設定です。まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は15ページです。

1段目です。期間が令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間、地目田、面積2,547平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間、地目田、面積4,497平米、地目畑、面積68,191平米、利用権の設定をする者17人受ける者1人です。

内訳については、16ページを詳細については、17ページから35ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は36ページです。

1段目です。期間が令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間、地目田、面積2,547平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間、地目田、面積4,497平米、地目畑、面積68,191平米、利用権の設定をする者1人、受ける者14人です。

内訳については、37ページを、詳細については、38ページから51ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。農用地利用集積計画の中間管理事業の分が令和6年度から農用地利用集積等促進計画となっています。担当委員からの報告はありません。

皆さんこの件につきまして何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

無いようですので、これから議案第25号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とする。」となっていますので、御注意を頂きたいと思います。皆さん毎回のことで耳が痛いでしょうけれども、最近は個人情報について非常に厳しくなっていますので、しっかり守っていただきたいと思います。

会 長 _____ 印

12 番 委 員 _____ 印

13 番 委 員 _____ 印